

薬生食監発 1211 第 2 号
平成 30 年 12 月 11 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

中国向け輸出水産食品の取扱いについて
(イカ加工品に関する原料イカの自主検査の実施)

中国向け輸出水産食品については、「中国向け輸出水産食品の取扱要領」（平成 25 年 10 月 17 日付け食安発 1017 第 1 号別紙）により取り扱っており、蟹の甲羅及びイカの乾製品のカドミウムの自主検査については、「中国向け輸出水産食品に関する自主検査の実施について」（平成 30 年 6 月 20 日付け薬生食監発 0620 第 1 号）により取り扱っているところです。

今般、中国政府より、全てのイカ加工品について、下記の基準値を満たせるよう原料イカのカドミウム検査の強化を求められたことから、定期的に原料イカの検査を実施し適合性を確認するよう、関係者への周知方お願いします。

なお、中国における生鮮イカ及びその加工品に係るカドミウム基準値の適用の考え方について、中国政府に確認していることを申し添えます。

記

イカの缶詰に適用される基準値：0.2mg/kg

イカ加工品（缶詰を除く。）に適用される基準値：0.1mg/kg

（参考）生鮮イカに適用される基準値：2.0mg/kg